

4.13 史跡・文化財

4.13.1 調査の方法

史跡・文化財に係る調査項目は、①埋蔵文化財の状況とする。

史跡・文化財に係る調査の方法は表4.13-1に示すとおりである。

表 4.13-1 調査の方法（史跡・文化財）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①埋蔵文化財の状況	既存資料調査	埼玉県教育委員会等から発行されている遺跡報告書などの資料収集・整理のほか、必要に応じて関係機関等へのヒアリングを行う。	計画区域及びその周辺とする。	最新の資料とする。

4.13.2 予測・評価の方法

史跡・文化財に係る予測、評価の方法は表4.13-2に、環境の保全に関する配慮方針は表4.13-3に示すとおりである。

なお、計画区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。

表 4.13-2 予測・評価の方法（存在・供用：史跡・文化財）

予測事項	造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響（埋蔵文化財包蔵地の改変の程度）
予測方法	事業計画と調査結果の重ね合わせによる推定により予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点に準ずる。
予測対象時期	工事が完了した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 史跡・文化財への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.13-3 環境の保全に関する配慮方針（史跡・文化財）

区分	環境の保全に関する配慮方針
造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 ・埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。

4.14 日照障害

4.14.1 調査の方法

日照障害に係る調査項目は、①日影の状況、②その他の予測・評価に必要な事項（地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況）とする。

日照障害に係る調査の方法は表4.14-1に示すとおりである。

表 4.14-1 調査の方法（日照障害）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①日影の状況	既存資料調査	日影となる時刻、時間数については、太陽の方位角、高度角に基づき机上検討により把握する。	日影の影響が生じる可能性のある計画区域及びその周辺地域とする。	春分、夏至、秋分及び冬至の日の4つの時点における机上検討
②その他の予測・評価に必要な事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。また、必要に応じて現地踏査を実施する。		最新の資料とする。
	現地調査	現地調査により、地形、工作物の状況等を把握する。		1回実施する。

4.14.2 予測・評価の方法

日照障害に係る予測、評価の方法は表4.14-2に、環境の保全に関する配慮方針は表4.14-3に示すとおりである。

表 4.14-2 予測・評価の方法（存在・供用：日照障害）

予測事項	施設の存在に伴う日照障害 (周辺の住宅及び学校等への日影の変化の程度)
予測方法	事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点に準ずる。
予測対象時期	供用時の進出企業の施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日の4つの時点とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 日照への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.14-3 環境の保全に関する配慮方針（日照障害）

区分	環境の保全に関する配慮方針
施設の存在に伴う日照障害	・日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮を要請する。

4.15 電波障害

4.15.1 調査の方法

電波障害に係る調査項目は、①テレビ電波の発信状況、②テレビ電波の受信状況、③その他の予測・評価に必要な事項（地形、住宅の分布状況、土地利用の状況）とする。

電波障害に係る調査の方法は表4.15-1に示すとおりである。

表 4.15-1 調査の方法（電波障害）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①テレビ電波の発信状況	既存資料調査	（一社）日本CATV協会等から公開されている資料を収集・整理する。	テレビ電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる範囲、地点とする。	最新の資料とする。
②テレビ電波の受信状況	現地調査	電界強度測定車を用いて路上調査を行う。		1回実施する。
③その他の予測・評価に必要な事項 ・地形、住宅の分布状況 ・土地利用の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。		最新の資料とする。

4.15.2 予測・評価の方法

電波障害に係る予測、評価の方法は表4.15-2に、環境の保全に関する配慮方針は表4.15-3に示すとおりである。

表 4.15-2 予測・評価の方法（存在・供用：電波障害）

予測事項	施設の存在に伴う電波障害 （電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度）
予測方法	電波障害（遮蔽障害及び反射障害）について理論式により計算する。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点に準ずる。
予測対象時期	予測時期は、進出企業の施設が概ね完成した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 電波障害の影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.15-3 環境の保全に関する配慮方針（電波障害）

区分	環境の保全に関する配慮方針
電波への影響	・電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請する。

4.16 廃棄物等

4.16.1 予測・評価の方法

廃棄物等に係る予測、評価の方法は表4.16-1に、環境の保全に関する配慮方針は表4.16-2に示すとおりである。

表 4.16-1(1) 予測・評価の方法（工事：廃棄物等）

予測事項	造成等の工事に伴う廃棄物の影響 （廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況）	造成等の工事に伴う残土の影響 （残土の発生量及び処理の状況）
予測方法	供用時の進出企業の業種及び配置、建築計画等を想定し、既存資料の建設廃棄物の排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。	残土の発生量、処分方法について、事業計画及び事例の引用・解析により予測する。
予測地域・地点	予測地域は、計画区域内とする。	予測地域は、計画区域内とする。
予測対象時期	進出企業の施設の建設工事の期間中とする。	工事期間中とする。
評価方法	<p><影響の回避・低減の観点> 廃棄物の排出抑制及び残土の発生抑制が事業者等により実行可能な範囲内で行える限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や蓮田市の廃棄物等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	

表 4.16-1(2) 予測・評価の方法（存在・供用：廃棄物等）

予測事項	施設の稼働に伴う廃棄物の影響 （廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況）	施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響 （水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況）
予測方法	供用時の進出企業の業種及び施設の規模や事業規模等を想定し、既存資料の業種別の廃棄物排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。	給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測する。
予測地域・地点	予測地域は、計画区域とする。	
予測対象時期	供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。	
評価方法	<p><影響の回避・低減の観点> 廃棄物等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内で行える限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や蓮田市の廃棄物等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	

表 4.16-2 環境の保全に関する配慮方針（廃棄物等）

区分	環境の保全に関する配慮方針
造成等の工事に伴う廃棄物の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
造成等の工事に伴う残土の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における残土は、事業地内で再利用等を図る。
施設の稼働に伴う廃棄物の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。
施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。

4.17 温室効果ガス等

4.17.1 予測・評価の方法

温室効果ガス等に係る予測、評価の方法は表4.17-1に、環境の保全に関する配慮方針は表4.17-2に示すとおりである。

表 4.17-1(1) 予測・評価の方法（工事：温室効果ガス等）

予測事項	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）	資材等運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況）	造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況）
予測方法	二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。	二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況については、現況の土地利用の状況から二酸化炭素の吸収源の有無を明らかにするとともに、工事計画や土地利用計画等を整理し、二酸化炭素の吸収源の改変面積や二酸化炭素の吸収原単位等を用いて予測する。
予測地域・地点	予測地域は、計画区域とする。	予測地域は、計画区域及び車両の走行範囲とする。	予測地域は、計画区域とする。
予測対象時期	工事期間とする。		
評価方法	<p><影響の回避・低減の観点> 温室効果ガス等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 埼玉県や蓮田市の温室効果ガス等に係る計画等の目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>		

表 4.17-1(2) 予測・評価の方法（存在・供用：温室効果ガス等）

予測事項	施設の稼働に伴う温室効果ガス （温室効果ガスの種類ごとの排出量 及び排出量削減の状況）	自動車交通の発生に伴う温室効果ガス （二酸化炭素の排出量及び排出量削減 の状況）
予測方法	温室効果ガスの排出量については、 供用時の進出企業の業種等を想定し てエネルギー消費量等の活動量を設 定し、温室効果ガスの排出係数等 を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況につ いては、環境保全措置を明らかにし たうえで、その効果を考慮して予測 する。	二酸化炭素の排出量については、供用 時の進出企業の業種等を想定し、各種 統計資料等を用いて業種ごとの発生集 中車両台数や走行量を設定し、二酸化 炭素の排出係数等を用いて予測する。 二酸化炭素の排出量削減の状況につ いては、環境保全措置を明らかにしたう えで、その効果を考慮して予測する。
予測地域・ 地点	予測地域は、計画区域とする。	予測地域は、計画区域及び車両の走行 範囲とする。
予測対象時期	供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。	
評価方法	< 影響の回避・低減の観点 > 温室効果ガス等の排出抑制が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り なされているかどうかを評価する。	

表 4.17-2 環境の保全に関する配慮方針（温室効果ガス等）

区分	環境の保全に関する配慮方針
建設機械の稼働及び 造成等の工事に伴う 温室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。
資材運搬等の車両の 走行及び造成等の工 事に伴う温室効果ガ スの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
施設の稼働に伴う温 室効果ガスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。 ・計画区域内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。
自動車交通の発生に 伴う温室効果ガスの 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に指導する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう、進出企業に指導する。